

事務事業名	家庭教育学級事業	整理番号	12101-000
所管	社会教育課社会教育スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	平成 年度 ~ 平成 年度	根拠法令・要綱等	家庭教育学級の開設及び運営について（社会教育局長通知）	
基本計画における位置付け	基本政策	1-2	安らぎのある家庭づくり	関連
	政策	1-2-1	家庭教育の充実	政策
				1-2-2 家庭環境の条件整備

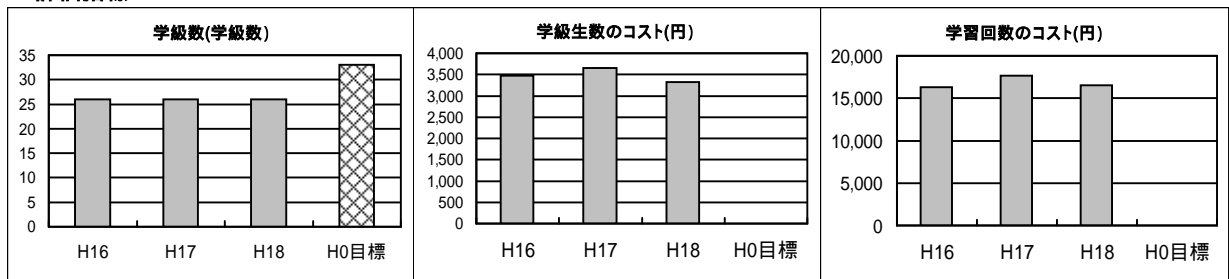
事務事業の内容

目的 (何のために)	家庭教育力の充実という共通の目的を持つ保護者が集まり、自主運営によって、さまざまな学習を体験する。
対象 (誰・何を)	幼稚園・保育園の園児、小学校・中学校の児童・生徒を持つ保護者
手段 (どのようなやり方で)	各学級の研修テーマの下に、学級生の積極的な参加意欲を重視することに力点を置き、各学級の自主運営（計画から実践まで）により、奉仕活動、施設見学、講話等の学習会を実施している。事業に要する経費として、交付金を支給する。
成果 (どのような状態にしたいか)	家庭教育力の充実を図るため、共通の目的を持つ保護者が集まり、仲間づくりをしながら、相互に理解と信頼を深め、新しい時代の家庭教育のあるべき方向や家庭が果たす役割等の再認識を図ることができる。
事務事業の背景・住民の意向	教育基本法（平成18年法律第120号）により、家庭の教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力が新たに提唱された。（同法第10条～13条）
見直し改善の経過	自主運営を基本にするよう指導している。平成17年度から市公用バス廃止により、市内施設見学時自動車借上料を使用料から支出している。

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成16年度	学級数26学級、学級生数1,053人、学習回数225回	
平成17年度	学級数26学級、学級生数1,107人、学習回数229回	
平成18年度	学級数26学級、学級生数1,201人、学習回数241回	

評価指標



事務事業の評価

観点別・一次評価（担当部署の評価）		コメント	
観点別評価	必要性	教育基本法の改正の中で、家庭教育が新規に導入された。家庭教育学級はきっかけに過ぎないが、自主グループで研修することによって学級生同志の交流や相談、情報交換が可能であり、家庭教育力の充実を図ることができ有効である。	今後の方向性
	有効性		
	効率性		
一次評価	B		継続
二次評価（行政評価委員会の評価）		コメント	今後の方向性
二次評価	B	継続して研修等により内容を充実させるとともに、必要性の啓発により学級と学級生の拡大を図られたい。	継続

改革プラン

平成19年度からの対応	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の趣旨を踏まえて、各園や学校の協力・指導・助言を受けながら自主運営を強化する。 家庭教育学級の必要性等を啓蒙し、学級の拡大と学級生の拡大を図る。 家庭教育学級の内容充実のため、学級生対象の研修を行う。
平成20年度以降の対応	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の趣旨を踏まえて、各園や学校の協力・指導・助言を受けながら自主運営を強化する。 家庭教育学級の必要性等を啓蒙し、学級の拡大と学級生の拡大を図る。 家庭教育学級の内容充実のため、学級生対象の研修を行う。
改革により予想される成果	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の必要性等を啓蒙することにより、学級生の拡大や保育園での家庭教育学級拡大が進められる。 家庭教育学級生への研修により、家庭教育学級の内容等が向上し、より家庭教育力の充実が図れるようになる。